

総合評価一般競争入札 落札者決定基準

業務名	令和8年度～令和10年度広島県尾道庁舎警備業務			
業務場所	広島県尾道市古浜町26番12号 広島県尾道庁舎			
業務概要	尾道庁舎の施設警備			
項目	評価項目		評価基準	配点
価格評価	価格評価	○入札価格	○価格評価点は次により算出する。 (低入札基準価格/入札価格)×80 ※1 入札価格が低入札基準価格以下の場合は80点とする。 ※2 端数処理については、小数点以下第2位切り捨てとする。	80
		実施計画	【実施計画】 ○実施計画の妥当性	・実施計画の妥当性に応じて評価
技術評価	実施体制	【体制】 ○実施体制の妥当性 ○緊急時の対応についての評価	・体制の妥当性に応じて評価 ・対応手順の妥当性に応じて評価	7
		【専門性、能力】 ○過去5年間の同種業務(建築物等の常駐警備)の受注実績の評価	・実施件数に応じて評価 (ただし、当初契約の期間を事業者側の事情により満了しなかったものは実績に含めない)	5
		○業務に関係する技術者・資格者の人数	・技術者・資格者の配置人数に応じて評価	5
		○業務に関連する認証等の評価	・プライバシーマーク又はISO27001の取得	2
		○苦情処理に対する取組の評価	・苦情処理要領等の整備状況及び実績等の有無に応じて評価	6
		○検査体制	・自己検査体制等の整備状況及び実績に応じて評価	6
		○現場対応等	・警備業務において対応が必要な具体的な事態を想定した対策に応じて評価	6
		【教育・研修】 ○業務に関する技術向上研修の実施の有無 (警備業法に基づく法定研修は除く。)	・研修の実施状況に応じて評価 ・令和7年1月～令和7年12月間の研修の実施状況と内容に応じて評価	10
政策評価	社会的責任等	○障害者雇用への取組の評価	・企業の障害者の実雇用率に応じて評価 ・企業の障害者雇用を実現するための取組状況及び障害者平均勤続年数に応じて評価	3 6
		○仕事と家庭の両立支援への取組の評価	・次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画、女性活躍推進法による一般事業主行動計画の策定・労働局への届出に応じて評価 ・広島県仕事と家庭の両立支援企業登録に応じて評価	6
		○社会保険の加入状況【必須】	・加入状況に応じて評価 (未加入者がいる場合 失格)	3
	法令遵守	○業務従事予定者の賃金水準【必須】	・最低賃金と業務従事予定者の賃金水準との比較により評価 (最低賃金者の最低賃金÷法定最低賃金=α αが1.0未満の場合 失格)	8

合 計		160
価格評価の配分点		80
技術評価の配分点		54
政策評価の配分点		26
価格評価点	価格評価の配分点 × (低入札基準価格/入札価格)	80
技術評価点	技術評価の配分点 × (技術評価の得点合計) / (技術評価の配点合計)	54
政策評価点	政策評価の配分点 × (政策評価の得点合計) / (政策評価の配点合計)	26
評価値	価格評価点 + 技術評価点 + 政策評価点	160

※1 端数処理については、小数点以下第2位切り捨てとする。

※2 必須項目として設定した評価項目については、要件を満たさない場合は失格とする。

※3 技術評価点に係る要求水準は19点以上とし、これを満たさない者は落札者とししない。